2 虐待対応の状況

資料2-1 虐待通告件数(延べ件数)

吳州石 1	<u> ENWOHN</u>
区分 児童相談所	通告受理
中央	453
鎌倉三浦	178
小 田 原	212
県 北	127
厚木	409
計	1,379

/ 児童	相談所	.分 人	22年度	21年度	20年度
中		央	473	315	402
鎌	倉 三	浦	226	195	196
小	田	原	205	204	160
県		北	107	317	339
厚		木	355	307	245
	計		1,366	1,338	1,342

*21年度まで「県北」は相模原市を含む数

資料2-2 虐待内容別相談状況

/ 児童	区分	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
中	央	155	153	218	10	536
鎌	倉 三 浦	48	41	99	1	189
小	田原	67	110	120	4	301
県	北	47	73	59	1	180
厚	木	128	200	209	4	541
	計	445	577	705	20	1,747

資料2-2心理的 虐待(再掲)

虐待(再掲)											
区分 児童相談(X	DV										
中央	62										
鎌倉三浦	40										
小田原	32										
県 北	17										
厚木	68										
計	219										

資料2-3 年齡別虐待相談状況

	^{区分} 乳児 学齢前										小学生	中学生	高校生	その他	計
児童	相談所		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計	小子生	十子生	同仪生	~(V)¶Щ	ĒΙ
中	7	夬	29	41	47	39	38	43	16	224	164	75	38	6	536
鎌	倉 三 泊	甫	15	16	10	11	5	6	3	51	71	34	16	2	189
小	田	京	27	18	21	18	17	19	2	95	105	45	22	7	301
県	7	比	16	7	8	10	16	9	9	59	77	17	10	1	180
厚	7	卞	32	42	39	40	40	34	14	209	184	79	34	3	541
	計		119	124	125	118	116	111	44	638	601	250	120	19	1,747

資料2-4 主な虐待者別相談状況

具作と 4 工体に付出が11世級1人が												
児童相談	区分 所 人	実父	実父以 外の父	実母	実母以 外の母	その他	計					
中	央	160	38	322	3	13	536					
鎌倉	三浦	86	7	91	2	3	189					
小 田	用原	80	18	199	1	3	301					
県	北	56	11	100	5	8	180					
厚	木	170	17	348	5	1	541					
1	<u> </u>	552	91	1,060	16	28	1,747					

資料2-4で実質的に実父母が 虐待していたもの(再掲)

虐待していたもの(再掲)											
/ 児童	\ 相談所	_ `	区分	実父母							
毌			央	40							
鎌	倉	Ξ	浦	20							
小	田		原	35							
県			北	27							
厚			木	57							
	計			179							

資料2-5 経路別虐待相談状況

	区分				家族					近	子	福祉事	事務所	町	児	保健	機関	医
		虐	待者本	入	非	虐待	者		親	隣	ども			村	童			医療機
児童相談所		父親	母親	その他	父親	母親	その他	小計	戚	知 人	本人	市	県	役場	委員	市町村	県	機関
中	央	4	31		13	22	3	73	14	125	3	55		20	2	1		17
鎌	倉 三 浦		8		3	9	2	22	2	24		15		10			1	4
小	田原		17		11	5	2	35	8	52	1	19	9	27	1	4		10
県	北	1	13		7	6	2	29	10	25		20	1				1	3
厚	木	3	20		14	10	5	52	21	114	3	25		4	1	3		26
	計	8	89	0	48	52	14	211	55	340	7	134	10	61	4	8	2	60
害	自合(%)	0	5	0	3	3	1	12	3	19	0	8	1	3	0	0	0	3

	区分	数言-		福祉 役等	教	育機関	等	他	D V 関		その他	Ĺ	
児童	首相談所	警察等	保育所	その他	幼稚園	学校	そ の 他	児相	係機関	支援C等子育て	団民 体間	その他 2	計
中	央	135	8	1	5	38	2	30			2	5	536
鎌	倉 三 浦	75				21		10		1	2	2	189
小	田原	80		1	1	27	4	21	1				301
県	北	34	1	5	3	7	6	35					180
厚	木	142	5	1	1	53	9	74		1		6	541
	計	466	14	8	10	146	21	170	1	2	4	13	1,747
害	9合(%)	27	1	0	1	8	1	10	0	0	0	1	100

資料2-6 家族構成別虐待相談状況

只作														
児童相	区分 談所	実父母	父子	母子	実父・ 実母以外の母	実父以外の父 ・実母	その他	計						
中	央	314	22	129	5	51	15	536						
鎌倉	三浦	135	5	24	1	12	12	189						
小	田原	151	3	77	4	30	36	301						
県	北	88	12	50	4	19	7	180						
厚	木	284	28	156	10	43	20	541						
	計	972	70	436	24	155	90	1,747						

^{*1「}教育機関・その他」;教育委員会・教育相談・青少相等 *2「その他・その他」;左記のいずれにも該当しない者・機関等。児相による主体的認定は実際の相談経路で計上し、ここには含まない。

資料2-7 児童福祉法対応状況

(1) 司法機関との連携等に関するもの

	CO MAINING CONTRACTOR OF THE C													
区分	(措置の家裁承認)		児福法28条2項 (措置の更新承認)		防止法 8条の2	防止法	529条 9条1項 調査	防止法 9条の2 1項	1,7	9条の3 項 捜索等				
児童相談所	申立 件数	承認 件数	申立 件数	承認 件数	出頭 要求	指示書 発行のみ	調査実施 *1	再出頭 要求	許可状 申請	実施				
中央	1	1												
鎌倉三浦						1								
小 田 原						1								
県 北														
厚木					2	1								
計	1	1	0	0	2	3	0	0	0	0				

区分		防止法10	0条に基づ [.]	く警察への	援助依頼			他の	
	立入	調査	臨検・	捜索等		½ * 3 ·一時保護)	警察への援助依頼 *4,5		
児童相談所	依頼 のみ			依頼 のみ	実働				
中央								1	
鎌倉三浦					1	2			
小 田 原	1								
県 北									
厚木	1								
計	2	0	0	0	1	2	0	1	

- *1「調査実施」;指示書を発行し、実際に児童の安全を確認し目的を達成した場合。家庭訪問しても目的を達成できなかった場合は計上しない。
- *2 「実 働」; 目的の達成不達成は関係なく、警察署員が実際に出動し何らかの動きを取った場合はすべて計上する。 *3 「その他」; 立入調査をせず、児童の安全確認または一時保護をする際に援助要請を行った場合。
- *4 直接、警察へ依頼した児相が計上。必ずしもケースを担当する児相が計上する訳ではない。
- *5 防止法10条が適用されるもの;

①児童の安全 ②児童の一時保護 ③立入調査 ④臨検・捜索

防止法10条が適用されないもの;(例)強引な児童引き取り要求への対応、保護者面接の同席、その他、上記①~③以外で警察の援助が必要と判 断され

る場合。ただし本統計では虐待事例に限定

(2) 一時保護・措置等に関するもの

	区分		児福法33	条一時保護	委託 *1		児福法	:27条1項3	号措置委託	毛 * 2
児童	相談所	乳児院	一時 保護所	児童養護 施設	里親	その他	乳児院	児童養護 施設	里親	その他
中	央	4	50	3	2	3	5	1	1	4
鎌 :	倉三浦	2	6			2	2			
小	田原	6	18		1	9	6	4	1	2
県	北	8	14			1	7	6		
厚	木	5	68	4	4	2	3	7	1	·
	計	25	156	7	7	17	23	18	3	6

^{*1} 法33条一時保護・施設措置については、当該年度虐待相談受理ケースのみを対象とする。

^{*2} 同一児童について、複数回の一時保護があった場合、当該年度内分はその都度計上する。

区分		鵈	権による一	·時保護 *	:3	
児童相談所	乳児院	一時 保護所	児童養護 施設	里 親	医療機関	その他
中央	1	3	4			
鎌倉三浦		3				
小 田 原					1	1
県 北	1					
厚木	1	22			1	
計	3	28	4	0	2	1

- *3「職権一時保護」;
- 係属中の全ての虐待ケースで、保護者からの引き取り要求等に応じない目的で、 ①保護者の意向を確認せず、または意向に反し、在宅から一時保護を行った場合 ②保護者の同意による一時保護中に、保護者の意向に反し一時保護を継続した場合 ③保護者の同意による措置中に、措置解除し一時保護を行った場合

\setminus	区分	防止法	防止法 11条4項		上法		防止法12条 面会・通信の制限 * 5								
	\	11条3項	*4	11条	5月			13	項			3	項	12条の4 1項 * 6	
						夕 郊	2号		2号		住所情報				
		保護者 指導	一時	施設 措置	親権	全部制限		面会のみ制限 通信のみ制限		のみ	制限	接近 禁止			
児童	[相談所	勧告	保護	等	喪失	施設 入所 児童	一時 保護 児童	施設 入所 児童	一時 保護 児童	施設 入所 児童	一時 保護 児童	施設 入所 児童	一時 保護 児童	命令	
中	央					,		,		,			4		
鎌	倉 三 浦												2		
小	田原														
県	北														
厚	木														
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	

- *4「防止法11条第4項一時保護・施設措置」;防止法11条4項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。
- *5「面会制限」「通信の制限」;同一児童の保護者に対し、制限と解除を繰り返した場合、制限をかける都度計上する。 *6「接近禁止命令」;命令に係る期間(6ヶ月)を更新する場合には、再度計上する他、解除後に再度命令を発する場合には随時計上する。

資料2-8 主な虐待の背景

	区分			13.00			蒦者							対人	葛藤			家	庭		
			精			未	:熟	依存	字症		1		<u>_</u>	¥	親子間	Ħ		lest	41	原	
児童	全相談所	精神病	:神病以外の	精神疾患の疑い	知的障害	未成年	その他	アルコール	薬物等	被虐待歴	暴力的性格	D V	D V 以 外	育児不安	一方的しつけ	その他	親族間	経済的困窮	社会的孤立	因不明	盐
中	央	39	27	18	12	1	91	8		1	33	67	26	43	90	46	3	14	7	10	536
鎌	倉 三 浦	9	2	7	1	1	26	3			20	45	7	5	22	36	2			3	189
小	田原	23	4	18	11	1	80	4		1	16	36	17	5	30	37	7	4	3	4	301
県	北	20	2	10	10	6	25	4	6		5	20	1	8	30	19	3	2	5	4	180
厚	木	57	6	17	6	7	125	5			25	62	52	23	56	60	1	18	21		541
	計	148	41	70	40	16	347	24	6	2	99	230	103	84	228	198	16	38	36	21	1,747
割	合(%)	8.5	2.3	4.0	2.3	0.9	19.9	1.4	0.3	0.1	5.7	13.2	5.9	4.8	13.1	11.3	0.9	2.2	2.1	1.2	100.0

資料2-9 年度別虐待相談取扱い状況(23年度分は資料2-2に掲載)

年度	児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
	中 央	112	221	92	5	430
	横須賀	27	109	48	1	185
18年度	小 田 原	48	72	39	5	164
10千反	相模原	135	126	42	7	310
	厚木	120	89	31	10	250
	計	442	617	252	28	1,339
	中 央	132	220	111	8	471
	鎌倉三浦	54	117	61	1	233
19年度	小 田 原	51	72	33	1	157
13千及	相模原	152	114	42	9	317
	厚 木	114	85	48	13	260
	計	503	608	295	32	1,438
	中 央	154	180	187	6	527
	鎌倉三浦	48	104	96	2	250
20年度	小 田 原	59	70	58	3	190
20-7-72	相模原	118	209	145	4	476
	厚 木	114	96	102	9	321
	計	493	659	588	24	1,764
	中 央	147	162	99	8	416
	鎌倉三浦	56	112	65	4	237
21年度	小 田 原	52	90	64	6	212
21 + /2	相模原		193	71	6	386
	厚木	131	93	158	9	391
	計	502	650	457	33	1,642
	中 央		247	224	6	697
	鎌倉三浦	61	89	113	2	265
22年度	小 田 原	92	100	101	6	299
	県 北		48	46		132
	厚木	129	148	167	16	460
	計	540	632	651	30	1,853

資料2-10 虐待対策支援課(子ども家庭サポートチーム)の事業別活動実績

(1)家族巡回相談・法律相談・調査面接・施設支援・検証・市町村支援

分類			項目		回数	事例数
	児童相	談所え	支援		33	49
				医師等によ	る家族面接	3
家族巡回相談			参考	医師等による	る子ども面接	7
			少与	施設·里	規支援	11
				市町村等	関係機関	3
法律相談	法律相談				26	61
(公) 中 们	内数 弁護		士による	る子ども面接	1	1
調査面接	司法面	接の手法	よを用い7	た事実確認面接	8	8

分類	項目	件数	回数
施設支援	施設での合同委員会等	3施設	22
重大事例の検証	死亡事例検証(調査チーム)	3	6
市町村支援	モデル市アフターフォロー派遣(パートナーシップ事業)	3市	14
川門作人技	訪問調査	20市町村	20

(2)医療サポート事業				件数	回数
	児童相	談所习	支援	3	4
			親子関係評価	1	1
医療サポート事業		内数	親または子の精神医学的・心理学的評価	1	2
			親もしくは子の治療	_	_
			セカンドオピニオン	1	1

(3)研修

研修題目	講師	回数	人数
司法面接スキルの獲得を目的とした 面接研修	東海大 菱川愛講師	3	29
司法面接スキルを用いた 調査面接フォローアップ研修	東海大 菱川愛講師	6	96
親子支援チーム新任者研修	あつぎ診療クリニック 青木豊医師	2	27
親子支援チームフォローアップ研修	あつぎ診療クリニック 青木豊医師	5	69
コモンセンス・ペアレンティング	NPO法人 子ども家庭 サポートセンターちば CSPトレーナー等	5	90
性嗜好障害の概念と治療の現状	大石クリニック 大石雅之院長	1	41
児童養護施設の子どもの心理的療法 ~精神分析的アプローチ~	御池心理療法センター 平井正三センター代表	1	37

(4)研修講師派遣

研修講師派遣	県教育委員会主催等教育関係者向け研修への講師派遣	6回	—
小小时中的小	上記以外の研修への講師派遣	39回	_

資料2-11 かながわ子ども虐待ナイトライン虐待通告受付状況

	項目	件 数
受	通告	50
付	相談等	45
	その他	51
_	計	146

資料2-12 かながわ子ども虐待ナイトライン通告内容の内訳

		内 訳	
区分		項目	件 数
		家 族	12
経		児童本人	5
路		親族	4
μ ロ	-	近隣・その他	29
		小 計	50
		中 央	22
	県	鎌倉三浦	1
該	県所管域	小田原	2
当 地	域	県 北	1
域		厚 木	8
	そ	の他(所管外)	16
		小 計	50
虐		身体的虐待	17
待内		ネグレクト	10
容(心理的虐待	18
重 複		性的虐待	0
有り		不 明	5
Ú _		小 計	50

`									
	内 訳								
区分		項目	件 数						
主な		父 親	7						
虐 待 者		母 親	30						
有 (重		その他	1						
型 複 有		不 明	15						
9		小 計	53						
		乳 児	1						
		1歳	3						
		2歳	3						
児	幼	3歳	3						
童の	児	4歳	1						
年齢		5歳	1						
$\widehat{}$		6歳	2						
重複		小学生	13						
有り		中学生	6						
\smile	高	校生及び中卒	4						
		その他							
		不 明	17						
		小 計	54						

*資料2-12は、資料2-11より再掲

資料2-13 親子支援チーム実績

	児童	相談所	中央			鎌倉三浦			,	小田原	Ĩ.		県北			厚木	
項目			口	数	人数	□	数	人数 回数		数	人数	□	数	人数) 回数		人数
	家族	子	1			8			5			13			9		
	アセスメ	保護者	19	26		19	28		4	9		58	86		16	27	
家族	ント	親合子同	6			1			0			15		$ \cdot $	2		
族(直接的	支援プ	子	11			9			0			2			12		
(的) 支援	ログラム	保護者	269	407		23	34		24	45		81	110		222	245	
援	の実施	親合子同	127			2			21			27			11		
		そ の 他		13			152			42			20			21	
		小 計		446	43		214	36		96	9		216	18		293	38
		家族アヤ		804			93			934			264			352	
スタッ		家族アセスメント	(29	93)*		(!	53)*		(11	l8) *		(1:	26)*		(32	28)*	
>フ(間接的)支援	対カロクラム	支援プロブラムの作成・検討		312			8			147			160			1,403	
<i>**</i> **		そ の 他		0			146			63			26			34	
		小 計	-	1,116	336		247	187]	1,144	380		450	126		1,789	328
総	総支援回数 1,575		451		1,240			666			2,83						
支i (§	援ケース数 実児童数) 337人		337人	106人													

^{*「}施設入所児童の家族再統合・再構築に関わるヒアリング調査」におけるヒアリング実施数(内数)

資料2-14 保健師業務実績

1 保健師業務内容別実績

*数字は、厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したもの数

			個	1別ケー	スへのタ	讨応				地域と	の連携						
児相名	総計(%)	面接	訪問記録	ネット会議等	健康 教育	援助方針会議	その他	小計	保健所 連絡会 議	保健師 との連 絡会議	関係機 関連絡 会議	連絡調整	小計	児相保 健師連 絡会議	研修	その他	小計
中 央	100	2. 4	34. 1	6. 9	4. 7	13. 1	1. 5	62. 7	4. 5	2. 4	6. 9	7. 3	21. 1	1. 7	6. 7	7.8	16. 2
鎌倉三浦	100	0.6	17. 0	1.0	0.6	17. 6	9. 4	46. 2	1. 1	3. 2	2.8	1. 9	9. 0	1. 3	11. 2	32. 2	44. 7
小田原	100	1. 7	19. 2	2. 9	3. 1	13. 3	3. 1	43. 3	2.8	1. 9	8.8	4. 1	17. 6	2.8	14. 3	22.0	39. 1
厚木	100	7.3	34. 7	6. 0	4. 0	13. 9	4. 2	70. 1	2. 0	1. 5	8. 0	0.4	11. 9	2. 0	11.3	4.6	17. 9
県北	100	3. 2	34. 7	3. 9	6. 0	11. 1	3. 1	62. 0	1. 4	1. 0	3. 2	0.4	6. 0	2. 4	10.3	19. 2	31. 9

2 活動内容別実績

(1)個別ケースへの対応(延べ数)

	, ,	.07,7.]	心(姓)	2007							
児相名	面接	電話	訪問	ネット 会議等	健康教育	健康教育内訳(年齢・性別・(回数))					
中 央	19	203	284	53	30	13歳男(3回) 16歳女(3回) 16歳男(3回) 11歳女(3回)14歳女(1回) 13歳男(5回) 14歳男(3回) 17歳女(5回) 11歳男(3回)17歳女(1回)					
鎌倉三浦	0	43	76	5	1	11歳男(1回)					
小田原	9	22	129	8	5	17歳女(1回) 17歳女(1回) 15歳女(2回) 5歳女の母(1回)					
厚木	51	213	340	40	30	15歳女(1回) 14歳女(1回) 7歳女(1回) 18歳女(2回)×2名 12歳女(1回)13歳女(1回) 8歳女(2回) 11歳男(6回) 12歳男(2回) 18歳男(1回)18歳男(3回)8歳女(7回)					
県北	21	163	246	21	8	16歳女(3回) 14歳女(1回) 11歳女(1回) 13歳女(2回) 13歳女(1回)					

(2)集団健康教育実施結果

施設名	回数	内訳:対象(人数) 担当保健師数
心泉学園	3	高校3年(4名: 男1名、女3名) 2名
エリザベス・ サンダース・ ホーム	3	高校3年(7名:男3名、女4名) 2名
光海学園	1	小学3~5年(6名:男4名、女2名) 2名

(3) 地域との連携

*保健師が関与した主な会議について記載。ただし、会議名は地域により異なる。

関係機関	児相主催の会議	出席した会議
県		・保健福祉事務所母子保健担当者会議 ・次世代育成課研修担当者会議(スキルアップ研修)
市町村	・児童相談担当者連絡会議・市町村母子担当保健師との連絡会	・保健福祉事務所と市町村の母子連絡会・要保護児童対策地域協議会
保健福祉事務所	・保健福祉事務所との連絡会議・管内母子保健連絡会議	 ・母子保健委員会(部会含む) ・所内保健師連絡会議 ・地域保健師業務連絡会議 ・管内母子保健業務連絡会議 ・精神ケース会議 ・母子保健処遇検討会議 ・周産期医療機関との母子保健連絡会 ・虐待児童処遇会議
医療機関	・医療機関との連絡会議	・産婦人科との周産期連絡会議 ・児童虐待関係連絡会 (こども医療センター)
児童養護施設	・自立支援計画会議 ・管内施設との連絡会議	
その他関係機関	・警察との連携会議	